

有効期間満了日 令和13年3月31日
熊生環第91号
令和7年2月7日

銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）

見出しのことについては、「銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）」（令和4年3月28日付け熊生環第261号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）」（令和7年1月24日付け警察庁丁保発第15号）が発出されたため、令和7年3月1日から同通達に基づき運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。